

平成 23 年 3 月 16 日

組合員各位

全国米穀販売事業共済協同組合
経 営 相 談 室

東北地方太平洋沖地震等の「被災中小企業者対策」について

標記の件、お知らせします。

I 国の措置

1. 対象者

被災中小企業者

2. 対策内容

- (1) 災害関係保証（被災者への別枠保証）の発動
- (2) 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助
- (4) 災害復旧貸付の金利引下げ
- (5) 日本政策金融公庫、商工中金による融資相談、返済相談の実施
- (6) 審査書類の簡素化や契約手続きの迅速化等による中小企業者の負担軽減（信用保証協会）

3. 措置対象地域

今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」です。

4. 問い合わせ窓口

日本政策金融公庫、商工中金、各信用保証協会に特別相談窓口が開設されています。

詳細については、経済産業省または中小企業庁HPをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20110314010/20110314010.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110314TohokuEarthquake.htm>

II 民間金融機関の措置

全国銀行協会から会員銀行に対して、『被災した法人からの新規融資や既存借入返済等に関する相談について、柔軟に対応すること』等、必要な金融上の措置を講じるよう周知徹底されています。

本件についてのお問い合わせは、全米販経営相談室（TEL(03)4334-2125 室長：木下、副次長：作本）へお願いします。 以上